

千葉県薬局等許可審査基準及び指導基準新旧対照表

新	旧
目次	目次
第3 薬局の許可関係・・・・・・・・・・ 2～19	第3 薬局の許可関係・・・・・・・・・・ 2～19
1 構造設備要件・・・・・・・・・・ 2	1 構造設備要件・・・・・・・・・・ 2
2 業務体制要件・・・・・・・・・・ <u>15</u>	2 業務体制要件・・・・・・・・・・ <u>13</u>
3 人的要件・・・・・・・・・・ <u>19</u>	3 人的要件・・・・・・・・・・ <u>18</u>
第4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可関係・・ <u>21</u>	第4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可関係・・ <u>20</u>
1 人的要件・・・・・・・・・・ <u>21</u>	1 人的要件・・・・・・・・・・ <u>20</u>
第5 薬局製造販売医薬品製造業の許可関係・・・・ <u>22～23</u>	第5 薬局製造販売医薬品製造業の許可関係・・・・ <u>21～22</u>
1 構造設備要件・・・・・・・・・・ <u>22</u>	1 構造設備要件・・・・・・・・・・ <u>21</u>
2 人的要件・・・・・・・・・・ <u>23</u>	2 人的要件・・・・・・・・・・ <u>22</u>
第6 店舗販売業の許可関係・・・・・・・・・・ <u>24～33</u>	第6 店舗販売業の許可関係・・・・・・・・・・ <u>23～33</u>
1 構造設備要件・・・・・・・・・・ <u>24</u>	1 構造設備要件・・・・・・・・・・ <u>23</u>
2 業務体制要件・・・・・・・・・・ <u>30</u>	2 業務体制要件・・・・・・・・・・ <u>29</u>
3 人的要件・・・・・・・・・・ <u>33</u>	3 人的要件・・・・・・・・・・ <u>32</u>
第3 薬局の許可関係	第3 薬局の許可関係
3 人的要件	3 人的要件
法令	法令

千葉県薬局等許可審査基準及び指導基準新旧対照表

<p>[法第5条第3号]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、次のイからへまでのいずれに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>へ （略）</p> <p>※施行規則第8条（厚生労働省令で定める者）</p> <p>（略）</p>	<p>[法第5条第3号]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、次のイからへまでのいずれに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ <u>成年被後見人</u>又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者</p> <p>へ （略）</p> <p>※施行規則第8条（厚生労働省令で定める者）</p> <p>（略）</p>
<p>第4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可関係</p> <p>1 人的要件</p> <p>法令</p> <p>[法第5条第3号]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、次のイからへまでのいずれに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ～ニ （略）</p>	<p>第4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可関係</p> <p>1 人的要件</p> <p>法令</p> <p>[法第5条第3号]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、次のイからへまでのいずれに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ～ニ （略）</p>

千葉県薬局等許可審査基準及び指導基準新旧対照表

<p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 へ (略)</p> <p>※施行規則第8条 (厚生労働省令で定める者) (略)</p> <p>第5 薬局製造販売医薬品製造業の許可関係 2 人的要件</p> <p>法令 [法第5条第3号]</p> <p>1 申請者 (申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。) が、次のイからへまでのいずれに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 へ (略)</p> <p>※施行規則第8条 (厚生労働省令で定める者) (略)</p>	<p>ホ <u>成年被後見人又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者</u> へ (略)</p> <p>※施行規則第8条 (厚生労働省令で定める者) (略)</p> <p>第5 薬局製造販売医薬品製造業の許可関係 2 人的要件</p> <p>法令 [法第5条第3号]</p> <p>1 申請者 (申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。) が、次のイからへまでのいずれに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ <u>成年被後見人又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者</u> へ (略)</p> <p>※施行規則第8条 (厚生労働省令で定める者) (略)</p>
---	---

千葉県薬局等許可審査基準及び指導基準新旧対照表

<p>第6 店舗販売業の許可関係</p> <p>3 人的要件</p> <p>法令</p> <p>[法第5条第3号]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、次のイからへまでのいずれに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>へ (略)</p> <p>※施行規則第8条（厚生労働省令で定める者）</p> <p>(略)</p> <p>第7 卸売販売業の許可関係</p> <p>2 人的要件</p> <p>法令</p> <p>[法第5条第3号]</p>	<p>第6 店舗販売業の許可関係</p> <p>3 人的要件</p> <p>法令</p> <p>[法第5条第3号]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、次のイからへまでのいずれに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ <u>成年被後見人又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者</u></p> <p>へ (略)</p> <p>※施行規則第8条（厚生労働省令で定める者）</p> <p>(略)</p> <p>第7 卸売販売業の許可関係</p> <p>2 人的要件</p> <p>法令</p> <p>[法第5条第3号]</p>
--	---

千葉県薬局等許可審査基準及び指導基準新旧対照表

<p>1 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、次のイからへまでのいずれに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>へ （略）</p> <p>※施行規則第8条（厚生労働省令で定める者）</p> <p>（略）</p>	<p>1 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、次のイからへまでのいずれに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ <u>成年被後見人</u>又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者</p> <p>へ （略）</p> <p>※施行規則第8条（厚生労働省令で定める者）</p> <p>（略）</p>
<p>第8 高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可関係</p> <p>2 人的要件</p> <p>法令</p> <p>[法第5条第3号]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、次のイからへまでのいずれに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p>	<p>第8 高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可関係</p> <p>2 人的要件</p> <p>法令</p> <p>[法第5条第3号]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、次のイからへまでのいずれに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ <u>成年被後見人</u>又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者</p>

千葉県薬局等許可審査基準及び指導基準新旧対照表

<p>へ (略)</p> <p>※施行規則第8条 (厚生労働省令で定める者)</p> <p>(略)</p>	<p>者</p> <p>へ (略)</p> <p>※施行規則第8条 (厚生労働省令で定める者)</p> <p>(略)</p>
<p>附 則</p> <p>本基準は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>本基準は、平成29年12月19日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>本基準は、令和元年12月14日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>本基準は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>本基準は、平成29年12月19日から適用する。</p>